

平成 25 年度 第 4 回債権管理・回収等検証委員会 議事要旨

1. 日 時 平成 25 年 3 月 12 日 (水) 15 : 00~16 : 45
2. 場 所 日本学生支援機構 市ヶ谷事務所 4 階 役員会議室
3. 議 事
 - (1) 平成 25 年度債権管理・回収等検証委員会報告書 (案) 等について
 - (2) 自由討議
 - (3) その他
4. 出席者
 - (◎委員) 50 音順
岩田委員 (委員長)、木下委員、佐原委員、鈴木勉委員、鈴木洋州委員、宗野委員、渡辺委員
 - (○機構)
月岡理事、石矢奨学事業本部長、藤森奨学金事業部次長、鮫島債権管理部長
 - (△分析業務受託業者)
プライスウォーターハウスクーパース株式会社 (以下 PWC)
※文部科学省は欠席
5. 議事概要
 - (1) 平成 25 年度債権管理・回収等検証委員会報告書 (案) (以下、「報告書 (案)」という。) について
(石矢本部長から、机上資料 1 に基づき説明)

【I. 2. (4) 減額返還制度、返還期限猶予制度について】

 - ◎ : 減額返還制度が、返還困難な者を救済する制度として有効に機能していることを明確に述べるために、「報告書 (案)」の書きぶりを修正してはどうか。「平成 24 年 3 月末に減額返還制度を利用している債権 (5,707 件) について、18 ヶ月後の平成 25 年 9 月末の返還状況を確認したところ、50.4% (2,877 件) が通常返還に戻り、しかも無延滞の状態を維持していた。」としてはどうか。
 - ◎ : 返還期限猶予制度を 4 年以上利用した後、減額返還制度を利用して返還している者が 2 割いる。返還期限猶予の適用期間を使い切って、当初の割賦での返還は無理だが、減額なら返還できているということだと思う。このことから、減額返還制度が返還困難な者の救済に役立っていると言えるのではないか。

【I. 2. (5) 返還意識の涵養等について】

 - ◎ : 『『予約採用』の返還者は、『在学採用』の返還者より延滞率が低い傾向にある。』との分析結果は意外であった。これまで大学の現場では、予約採用者は奨学金を借りること・返すことへの意識が低く、指導が難しいという印象を持っていた。在学採用者の延滞率の方が悪いということであれば、大学に

おける指導方法を再考する必要があるという議論が出るかもしれない。

- ：新任者研修会においても、予約採用と在学採用の延滞状況を紹介している。
- ：あくまでも推測だが、第二種の予約採用者の中には、第一種の学業成績の基準を満たしているにも関わらず、採用枠の関係で第二種の採用候補者となった者も多いのではないかと。適格認定の措置率を見ても、在学採用より予約採用の方が低い。在学採用の第二種は、家計基準さえクリアすれば概ね採用されているが、予約採用者は第二種でもある程度の成績の者が多いのではないかと。
- ◎：成績についてはデータがあると思うので、延滞者の傾向が見いだせるのではないかと。

【I. 2. (6) 延滞者に関する属性調査に係るについて】

- ◎：「I. 2. (5) 返還意識の涵養等について」において、減額返還制度の利用促進が延滞を抑制する、返還期限猶予制度利用者を減額返還に誘導すると述べておきながら、「I. 2. (6) 延滞者に関する属性調査に係るについて」では、返還猶予制度の適用期間の延長（5年→10年）の効果を主張するのは矛盾しないか。例えば「5年の適用上限を超えてなお返還が困難な者の救済に効果がある」というように、対象者が明確になるよう記載する必要があるのではないかと。
- ◎：返還期限猶予の適用期間を5年延長することにより、適用期間上限まで使い切る年齢が上がり、余計に収入が下がって返還が難しくなるケースもありうる。適用期間を延長することが必ず返還者の救済に効果がある、という強調はすべきではない。
- ：属性調査によれば、確かに返還困難者は年齢が上がれば収入も上がるとは言いきれないので、記載を検討する。

【II. 1. 奨学金を利用する者の理解の増進、進路指導の充実】

- ◎：「奨学金申込DVD」について。貸与月額・総額や返還月額・総額のシミュレーションも取り入れてはどうか。高校生やその保護者を萎縮させる必要はないが、返還することまでを見据えて申込んでもらうために有効なのではないかと。

【II. 2. 延滞状況に応じた学校への指導】

- ◎：延滞率の特に悪い学校に対する指導について、「何らかの直接的な指導」という記載は内容が不明確。諸施策を踏まえて具体的に記載してはどうか。
- ：延滞率が平均の2倍を超える学校について、理事長名で学校長宛に通知を出すこと等を検討しているところ。報告書の記載について検討する。
- ◎：「延滞状況は貸与を受けた時に在学していた学校によって異なっている」という記載について。どうして状況の良い学校と悪い学校があるのかを調べた方がよい。延滞率の低い学校の取組を好事例としてまとめ、JASSOから全学校に紹介してはどうか。「指導」というと上からな印象。延滞率を下げるために有用な情報の提供も必要ではないかと。

【Ⅱ. 3. 推薦枠への反映】

- ◎：平成26年度から、第二種の推薦枠の算定において延滞率の比重を20%から30%に引き上げる旨の記載について。本委員会ではなく、JASSOが実施主体であることが分かるよう、主語を明記する必要がある。
- ◎：現在の記載はペナルティだけなので、何かインセンティブになる事項を記載できるとよい。

【Ⅱ. 4. 学校との情報の共有等】

- ◎：学校長名で文書を送付することについて。学校が督促を行うと誤解されないよう「卒業生（新規返還者）」等を送付対象に、在学中の返還指導の延長のような形でリレー口座の登録漏れや残高不足等について注意喚起する文書を送付するのがよいのではないかと。

【Ⅱ. 5. 一度も返還しない者の分析】

- ◎：支払督促申立前の回収委託中に返還期限猶予制度を周知して申請を促すことについて。まず減額返還を推奨する訳なので、いきなり猶予を入れない方がよいのではないかと。
- ◎：返還困難な場合に利用できる制度として、まず減額返還を提示し、それでも難しい場合は返還期限猶予、とするのがよいのではないかと。さらに、返還期限猶予の適用を受けている返還者に減額返還を紹介してはどうか。
- ◎：分析対象を「一度も返還しない者」に限定しない方がよいのではないかと。

【その他】

- ◎：今朝の日経新聞にJASSOの奨学金制度を紹介する記事があり、職場で周辺に奨学金について知っているか聞いてみたところ、「奨学金はこんなに借りられるのか」との驚きの声が多かった。JASSOももっとマスコミを有効活用して、借入が高額となると延滞リスクが高まることと合わせ、取り組んでいる様々な施策とその効果をアピールしてはどうか。
- ：「報告書（案）『Ⅱ. 4. 学校との情報の共有等』」に挙げているような情報の公表を通して、借り過ぎは延滞につながりやすい、とういことを発信していきたい。
- ◎：来年度、法的処理で和解した者のその後の返還状況を調査してはどうか。和解後はきちんと返還できているということであれば、裁判所からの圧力があれば返す、つまり法的処理前も返還能力はあったのに返還してこなかった人ということになる。一方で、和解後も返還困難なのであれば、本当に経済的に苦しい人だということになる。
- ◎：アンケート形式の属性調査では、真に悪質な返還者は回答して来ないので、そのような調査をしないと把握は困難かもしれない。
- ◎：前回（第3回）の議論の中で、中退が多い学部ほど延滞率が悪いという話があったが、就職率と延滞率の相関を示すデータを学校で持っていないか。
- ◎：調査していないが、何らかの関係性はあるのだろう。

(以上)